

高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
の概要について

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の適切な運用を図るため、国の参酌基準等と同じ内容とする。

2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する主な基準

一般原則 (第3条)	施設等の運営にあたっては、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育を提供すること、子どもの意思及び人格を尊重すること、地域及び家庭との結びつきを重視し、関係機関との密接な連携に努めること。
利用定員に関する基準 (第4条・第37条)	○特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)の利用定員 ○特定地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)の利用定員
運営等に関する基準 (第5条―第36条 ・第38条―第52条)	○利用開始に伴う基準 ・利用開始時には内容・手続きの説明、同意、契約を行うこと。 ・施設は、正当な理由がない場合、利用申込を拒むことができないこと。 ・定員を上回る利用の申込みがあった場合は公正な方法で選考を行うこと。 ○教育・保育の提供に伴う基準 ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育を提供すること。 ・子どもの心身の状況を把握すること。 ・子どもは平等に取り扱い、虐待等の行為を行わないこと。 ・連携施設との連携を行うこと(地域型保育事業のみ)。 ・利用者負担の徴収を行うこと(実費等の徴収を含む)。 ○管理・運営等に関する基準 ・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程を策定し、掲示すること。 ・秘密保持、個人情報保護に必要な措置を実施すること。 ・事故防止及び事故発生時の対応を行うこと。 ・苦情処理受付窓口の設置、内容の記録、必要な措置を実施すること。 ・他の事業との区分会計を実施すること。 ・職員、設備、会計に関する記録を整備すること。

3. 施行期日

平成28年4月1日